

2011年（平成23年）2月15日 理事会承認
改定 2024年（令和6年）3月26日 理事会承認

第二東京弁護士会 紙・印刷用紙購入指針

第1 目的

当会では、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の1つであるという認識のもと、平成21年度より、KES環境マネジメント・システムを導入し、持続可能な社会の形成に向けて、環境負荷の少ない組織体づくりに取り組んでいる。近年、森林資源の大量消費による森林破壊が地球環境に大きな負荷を与えているだけでなく、人権侵害等の問題との関連性が指摘されていることに鑑み、当指針は、コピー用紙及び印刷用紙のライフサイクルにおける環境、社会の側面に配慮した購入を通じて、資源の有効利用、森林生態系等の地球環境の保全、人権保障に資すること、及び森林の持続可能な管理（目標15）をはじめとする持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた行動を促すことを目的としている。

第2 基本方針

1. コピー用紙及び印刷用紙を購入する前における基本原則

当会の活動を行ううえで、会員その他の関係者への配布物等により森林資源を使用する組織として、紙製品のトレーサビリティを確認し、その生産と利用が環境や社会に負の影響を与えないことが必要不可欠であると捉え、コピー用紙及び印刷用紙の購入にあたり、必要性を十分に検討し、適正な数量に限り購入する。

2. コピー用紙及び印刷用紙を購入する際の基本原則

コピー用紙及び印刷用紙の購入に際しては、以下の要件に合致する環境、社会に配慮された紙を優先して購入する。なお、具体的な製品が以下の要件に合致するか否かの判断にあたっては、別紙を参考にする。

- (1) 古紙パルプ配合率100%の用紙（資源の循環的利用及び自然林に対する伐採圧の緩和の観点から）。
- (2) バージンパルプが原料として使用されている用紙を購入する場合には、パルプの供給源、産出する森林についての情報を確認でき、パルプの原料が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されている用紙。

(3) 上記(2)の「持続可能な森林経営」とは、以下の各要件を全て満たすものとする。

ア. 原料とされる木材が、生産から輸入に至るまでの過程において、管轄する国及び地域の法令等に照らし合法なものであること。

イ. 森林の生産性が維持されていること。

ウ. 生物多様性の保全、森林の有している機能、並びに、地域コミュニティにおける必要性及び重要性の観点から保護価値の高い森林を破壊していないこと。

エ. 慣習的権利や住民の権利の侵害がないこと。

3. 当指針は、定期的に内容の見直しを行い、継続的な改善を図るものとする。





4. 当方針に適合する購入が確実に実施されるよう、利害関係者と協力するとともに、必要な働きかけを行うものとする。

第3 適用範囲

1. 当会で使用するコピー用紙、製作又は製作を委託する印刷物(刊行物、当会会員向け案内等)。

2. 当会の会員に対して、本指針に従った紙の購入を積極的に推奨する。

当会の紙・印刷用紙購入指針に適合する製品（優先順位）

	紙の種類	どんな紙か	ロゴマーク(参考)
①	古紙(古紙パルプ配合率100%)	古紙パルプが配合されている紙のうち、古紙パルプの配合率が100%のもの。 配合率100%であれば「R100」。70%以上であれば「R70」という表記となるが、当会の紙・購入指針には、「R100」と表記されているものが適合する。	 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用
②	FSCリサイクル	回収原材料を100%使用している製品に付けられている。実質的には、「R100」の製品と変わらないと考えてよい。	 リサイクル リサイクル材料を 使用しています FSC® C000000
③	FSC100%	FSCの原則および基準に従った認証森林からの資源を100%使用している製品。	 100% 適切に管理された森林資源を 使用しています FSC® C000000
	FSCミックス	FSCが認めている適格な原材料(FSC100%、FSCミックス、FSCリサイクル、FSC管理木材、回収原材料)が複数使用されている製品に付けられている。	 ミックス 責任ある水資源を 使用しています FSC® C000000